

議 案 書

令 和 7 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和6年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和6年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 7 6	令和7年度松山市一般会計補正予算（第2号）		5
7 7	令和7年度松山市一般会計補正予算（第3号）		7
7 8	令和7年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		1 3
7 9	令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		1 7
8 0	令和7年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		1 9
8 1	松山市暴力団排除条例の一部改正について		2 3
8 2	松山市体育施設条例の一部改正について		2 5
8 3	松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部改正について		2 7
8 4	松山市急患医療センター設置条例の一部改正について		2 9
8 5	松山市水道事業給水条例及び松山市下水道条例の一部改正について		3 1
8 6	工事請負契約の締結について（たちばな小学校12・16棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		3 3
8 7	工事請負契約の締結について（三津浜中学校16・23棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		3 5
8 8	工事請負契約の変更について（第二和泉団地1号棟新築主体その他工事）		3 7
8 9	工事請負契約の変更について（第二和泉団地2号棟新築主体その他工事）		3 9
9 0	旧慣による市有財産の使用廃止について		4 1
9 1	市道路線の認定及び一部廃止について		4 3

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育長の任命に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第 1 号

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和 6 年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和 6 年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和 6 年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和 6 年度松山市財産に関する調書
5. 令和 6 年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和 6 年度松山市運用基金状況書
7. 令和 6 年度松山市各会計決算審査意見書

令和 6 年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

第 2 3 3 条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第 2 4 1 条

- 5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決 算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第 2 号

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和 6 年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計決算書
2. 令和 6 年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第 30 条

- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第 32 条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第 7 6 号

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 8 , 7 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8 , 7 9 9 , 9 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		55,215,233 千円	788,773 千円	56,004,006 千円
	2 国庫補助金	9,152,660	788,773	9,941,433
歳 入 合 計		238,011,188	788,773	238,799,961

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		122,403,312 千円	788,773 千円	123,192,085 千円
	1 社会福祉費	54,559,939	788,773	55,348,712
歳 出 合 計		238,011,188	788,773	238,799,961

議案第 7 7 号

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 2 2, 5 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 0, 2 2 2, 5 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		69,197,000 千円	776,000 千円	69,973,000 千円
	1 市民税	31,305,000	776,000	32,081,000
14 分担金及び負担金		724,325	38,002	762,327
	1 分担金	28,075	38,002	66,077
16 国庫支出金		56,004,006	45,414	56,049,420
	2 国庫補助金	9,941,433	43,414	9,984,847
	3 委託金	124,362	2,000	126,362
17 県支出金		19,798,425	24,897	19,823,322
	2 県補助金	4,493,864	24,897	4,518,761
20 繰入金		18,313,287	50,865	18,364,152
	1 基金繰入金	18,028,458	50,865	18,079,323
21 繰越金		900,000	303,854	1,203,854
	1 繰越金	900,000	303,854	1,203,854
22 諸収入		9,056,902	563	9,057,465
	5 雑入	5,110,837	563	5,111,400
23 市債		13,765,300	183,000	13,948,300
	1 市債	13,765,300	183,000	13,948,300

歳 入 合 計	238,799,961	1,422,595	240,222,556
---------	-------------	-----------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,983,092 千円	108,517 千円	18,091,609 千円
	1 総務管理費	13,717,760	108,517	13,826,277
3 民生費		123,192,085	75,871	123,267,956
	1 社会福祉費	55,348,712	41,871	55,390,583
	2 児童福祉費	45,834,085	34,000	45,868,085
4 衛生費		16,881,032	29,231	16,910,263
	1 保健衛生費	3,450,369	29,231	3,479,600
6 農林水産業費		3,008,921	573,245	3,582,166
	1 農業費	1,087,325	50,449	1,137,774
	2 農業土木費	1,083,899	522,796	1,606,695
8 土木費		22,501,699	606,969	23,108,668
	2 道路橋梁費	3,000,331	464,569	3,464,900
	3 河川費	896,762	135,400	1,032,162
	5 都市計画費	13,006,841	7,000	13,013,841
9 消防費		5,869,878	2,000	5,871,878
	1 消防費	5,869,878	2,000	5,871,878

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		22,366,887 千円	26,762 千円	22,393,649 千円
	2 小学校費	3,327,936	17,131	3,345,067
	3 中学校費	4,059,844	9,631	4,069,475
歳 出 合 計		238,799,961	1,422,595	240,222,556

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
採 用 試 験 事 務	令和7年度～令和8年度	9 0 0 千円
文化施設の在り方に係る調査業務委託	令和7年度～令和8年度	1 6 , 9 0 0
松 山 駅 高 架 下 北 側 駐 輪 場 整 備 事 業	令和7年度～令和8年度	3 2 6 , 7 0 0
松 山 駅 東 口 駅 前 広 場 歩 行 者 用 通 路 整 備 事 業	令和7年度～令和8年度	8 5 , 0 0 0
小中学校体育館空調整備に係る事業手法調査 及 び 事 業 者 選 定 支 援 等 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	3 3 , 0 0 0
松 山 市 立 図 書 館 窓 口 等 運 営 業 務 委 託 （ 中 央 ・ 三 津 浜 ・ 北 条 図 書 館 ）	令和7年度～令和12年度	9 2 3 , 5 0 0

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
高齢者福祉施設整備事業	千円 10,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。	千円 20,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
児童健全育成施設整備事業	350,000	同 上	同 上	同 上	390,000	同 上	同 上	同 上
環 境 政 策 事 業	10,000	同 上	同 上	同 上	30,000	同 上	同 上	同 上
農林水産基盤整備事業	420,000	同 上	同 上	同 上	580,000	同 上	同 上	同 上
道 路 建 設 等 事 業	810,000	同 上	同 上	同 上	870,000	同 上	同 上	同 上

議案第 7 8 号

令和 7 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 , 0 2 5 , 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		473 千円	1,500 千円	1,973 千円
	1 国庫補助金	473	1,500	1,973
6 繰入金		5,012,815	15,000	5,027,815
	1 一般会計繰入金	5,012,815	15,000	5,027,815
歳 入 合 計		52,008,900	16,500	52,025,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		712,818 千円	16,500 千円	729,318 千円
	1 総務管理費	651,847	16,500	668,347
歳 出 合 計		52,008,900	16,500	52,025,400

第2表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
国 保 シ ス テ ム 子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 制 度 対 応 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	3, 5 0 0 千円
ト ー タ ル 収 納 シ ス テ ム 国 保 納 付 書 変 更 対 応 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	1 5, 0 0 0

議案第 7 9 号

令和 7 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3, 0 8 0, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金		7,149,893 千円	5,500 千円	7,155,393 千円
	2 県補助金	276,774	5,500	282,274
歳 入 合 計		53,075,200	5,500	53,080,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,102,800 千円	5,500 千円	1,108,300 千円
	1 総務管理費	1,102,800	5,500	1,108,300
歳 出 合 計		53,075,200	5,500	53,080,700

議案第 8 0 号

令和 7 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 8 7 5 , 3 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		0 千円	11,000 千円	11,000 千円
	1 国庫補助金	0	11,000	11,000
歳 入 合 計		8,864,300	11,000	8,875,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		263,038 千円	11,000 千円	274,038 千円
	1 総務管理費	235,899	11,000	246,899
歳 出 合 計		8,864,300	11,000	8,875,300

第2表 債務負担行為補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
後 期 高 齢 者 医 療 シ ス テ ム 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 金 制 度 対 応 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	5, 0 0 0 千円

議案第 81 号

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市暴力団排除条例の一部改正について

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例

松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項ただし書中「130 万円」を「200 万円」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

少額随意契約に係る基準額の引上げに伴い、暴力団員等及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しない契約金額を引き上げるため、本案を提出する。

議案第 82 号

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市体育施設条例の一部改正について

松山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市体育施設条例の一部を改正する条例

松山市体育施設条例（平成 16 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「及び別表第 5」を「，別表第 5 及び別表第 9」に改める。

付 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中島 B & G 海洋センターに指定管理者制度を導入するため，本案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例
の一部改正について

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586, 905 円」を「609, 690 円」に改める。

第 9 条及び第 11 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 8 条、第 9 条及び第 11 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される松山市議会議員又は松山市長の選挙から適用する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるため、本案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市急患医療センター設置条例の一部改正について

松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例

松山市急患医療センター設置条例（平成 14 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 4 条ただし書を削る。

第 10 条を第 11 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（診療時間等の変更）

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、急患センターの診療時間、受付時間及び休診日を臨時に変更することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

松山市急患医療センターについて、年末年始等の繁忙期に受付時間を臨時に変更することにより、診察開始の円滑化及び患者の待機時間の短縮を図るため、本案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業給水条例及び松山市下水道条例の一部改正について

松山市水道事業給水条例及び松山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業給水条例及び松山市下水道条例の一部を改正する条例

(松山市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 松山市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が当該指定をした者（次項においてこれらを「他の水道事業者等」という。）が当該工事を設計し、及び施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 6 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「及び他の水道事業者等」を加える。

(松山市下水道条例の一部改正)

第 2 条 松山市下水道条例（平成 18 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村等の公共下水道を管理する者により工事を施行する者として指定を受けた者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害その他非常の場合に、他の市町村長等が指定した工事事業者が給水装置及び排水設備の工事を実施できるようにするため、本案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(たちばな小学校 12・16 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 たちばな小学校 12・16 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市針田町 209 番地 1
3. 内 容 たちばな小学校
12, 16 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建
1, 348.67 m² 長寿命化改修
昇降機棟 鉄骨造 4 階建 49.60 m² 増築
1, 10, 15, 17, 18, 19 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建
5, 692.65 m² 大規模改修
長寿命化改修工事 1 式
昇降機棟増築工事 1 式
大規模改修工事 1 式
環境配慮改修工事 1 式
4. 請 負 人 松山市井門町 1508 番地 2
山本・有光特定建設工事共同企業体
代表者 山本建設株式会社 代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 8 億 7,098 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(三津浜中学校 16・23 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 三津浜中学校 16・23 棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市若葉町 8 番 48 号
3. 内 容 三津浜中学校
 - 16 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 2,439.06 m² 改修
 - 23 棟校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建 3,333.46 m² 改修
 - 昇降機棟 鉄骨造 4 階建 87.48 m² 増築
 - その他附属建物 1 式
 - 校舎長寿命化改修工事 1 式
 - 昇降機棟増築ほか工事 1 式
 - 建物周辺整備工事 1 式
 - 環境配慮改修工事 1 式
4. 請 負 人 松山市畑寺町 123 番地 1
成武・大進特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社成武建設 代表取締役 石橋 和典
5. 請負金額 10 億 4,720 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(第二和泉団地 1 号棟新築主体その他工事)

令和 6 年第 2 回定例会において議決を得た議案第 90 号第二和泉団地 1 号棟新築主体その他工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	10 億 8, 020 万円
変更後	10 億 8, 564 万 1, 700 円

(提案理由)

地下水の排出について地元との調整及び対策に時間を要したことから 28 日間の工期を延期するとともに、延期する日数に必要な経費の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(第二和泉団地 2 号棟新築主体その他工事)

令和 6 年第 2 回定例会において議決を得た議案第 91 号第二和泉団地 2 号棟新築主体その他工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	11 億 550 万円
変更後	11 億 1,096 万 7,000 円

(提案理由)

地下水の排出について地元との調整及び対策に時間を要したことから 28 日間の工期を延期するとともに、延期する日数に必要な経費の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地、地目及び地積

所 在 地	地 目	地 積
松山市桜ヶ丘乙 7 番	溜池	5 2 2 平方メートル
松山市上伊台町 8 0 5 番	溜池	6 5 4 平方メートル
松山市上伊台町 1 0 7 6 番	溜池	9 2 5 平方メートル
松山市上伊台町 1 0 8 0 番	溜池	4 0 3 平方メートル
松山市佐古甲 3 2 1 番	溜池	5 7 4 平方メートル
松山市三町二丁目 3 1 7 番	溜池	9, 4 2 4 平方メートル

(提案理由)

本件溜池は、現在受益者もなく、今後も溜池として利用する見込みがないため、地方自治法第 2 3 8 条の 6 の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第 2 3 8 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

令和 7 年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び一部廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 3 0 4 号線	桑原二丁目	桑原二丁目	
2	市道 桑原 3 0 5 号線	東野二丁目	東野二丁目	
3	市道 桑原 3 0 6 号線	東野二丁目	東野二丁目	
4	市道 味生 3 1 3 号線	山西町	山西町	
5	市道 垣生 2 1 6 号線	西垣生町	西垣生町	
6	市道 垣生 2 1 7 号線	西垣生町	西垣生町	
7	市道 垣生 2 1 8 号線	西垣生町	西垣生町	
8	市道 久枝 2 9 3 号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
9	市道 余土 2 7 0 号線	保免上一丁目	保免上一丁目	
1 0	市道 久米 2 6 8 号線	鷹子町	鷹子町	
1 1	市道 小野 2 4 7 号線	水泥町	水泥町	
1 2	市道 小野 2 4 8 号線	水泥町	水泥町	
1 3	市道 栗井 2 1 号線	久保	久保	
1 4	市道 栗井 2 2 号線	久保	久保	

2. 次の路線を一部廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1 5	市道 生石 1 2 5 号線	南吉田町	南吉田町	
1 6	市道 生石 3 0 3 号線	南吉田町	南吉田町	

(提案理由)

図面番号第1～14号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、市道認定するもので、図面番号15～16は松山空港消防車庫新築工事に伴い、市道の路線を一部廃止するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあり、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

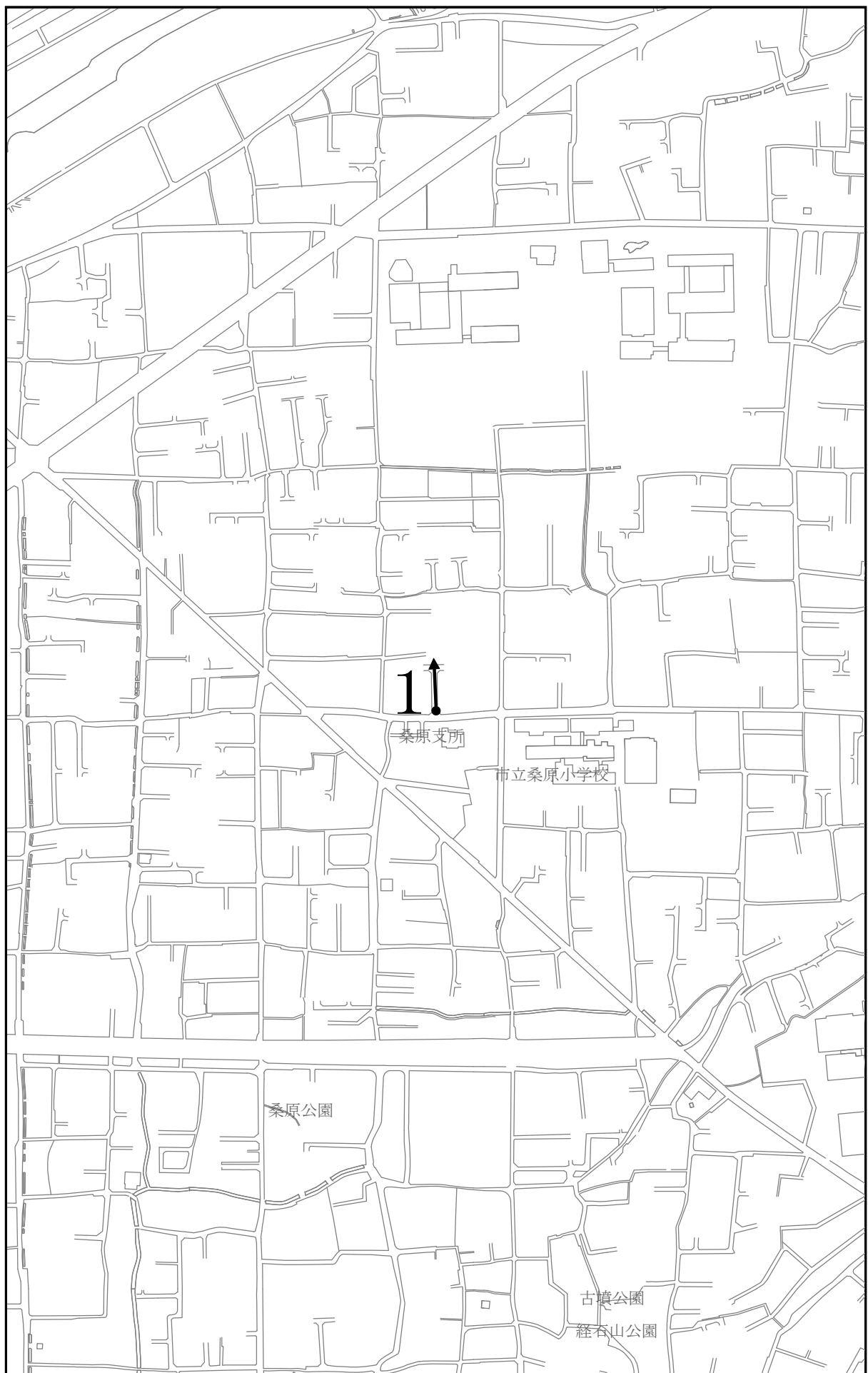
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

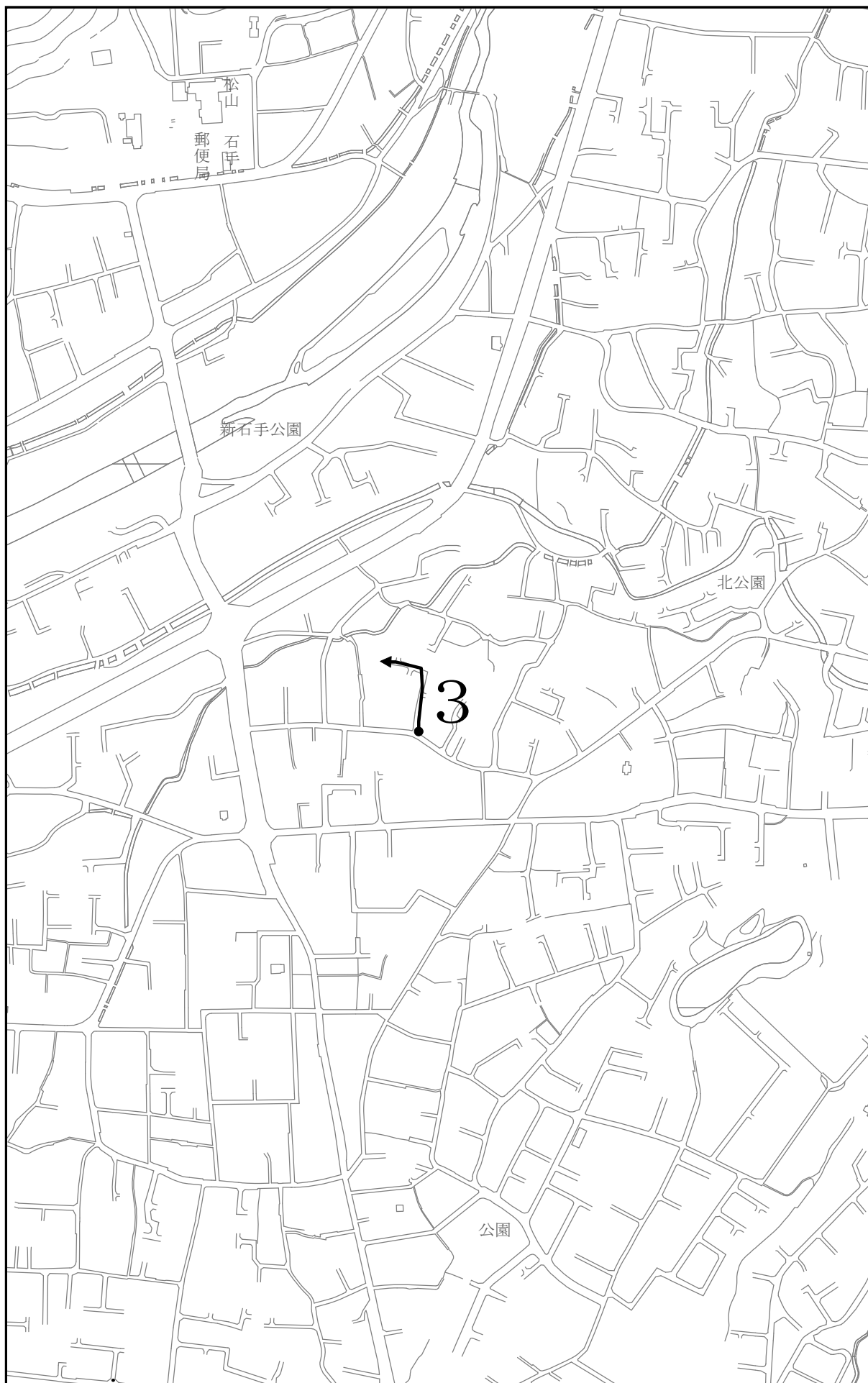
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の

用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

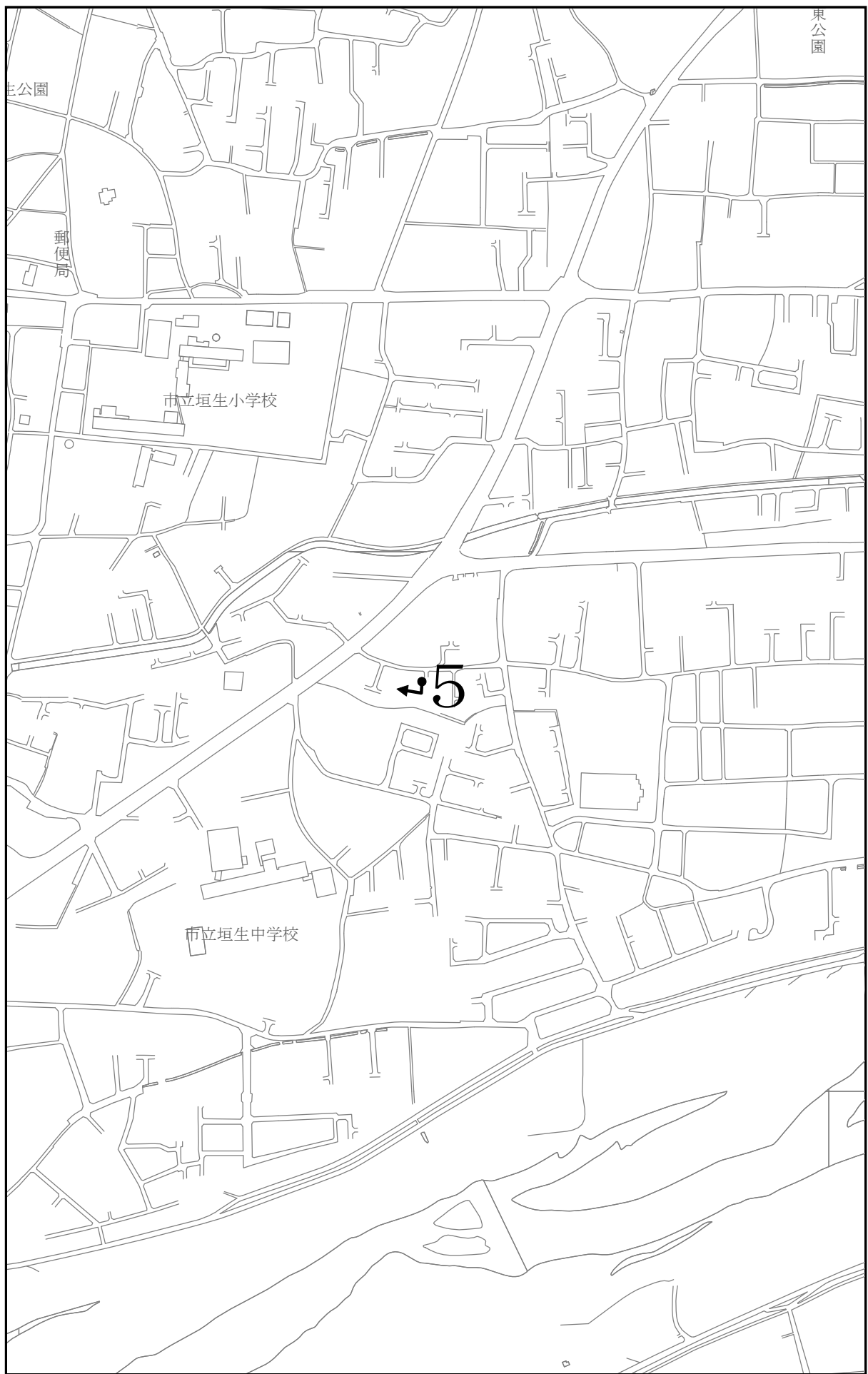


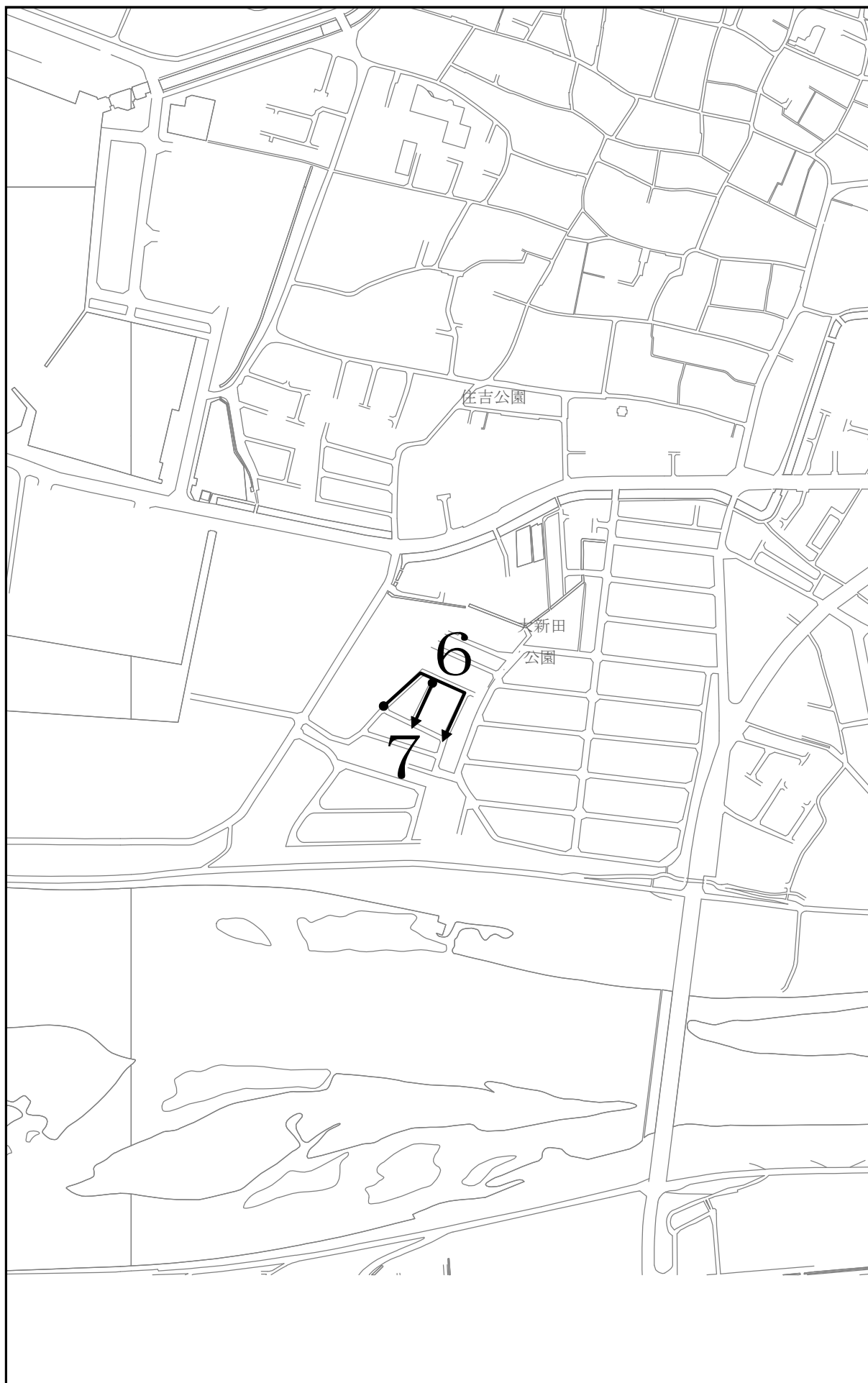


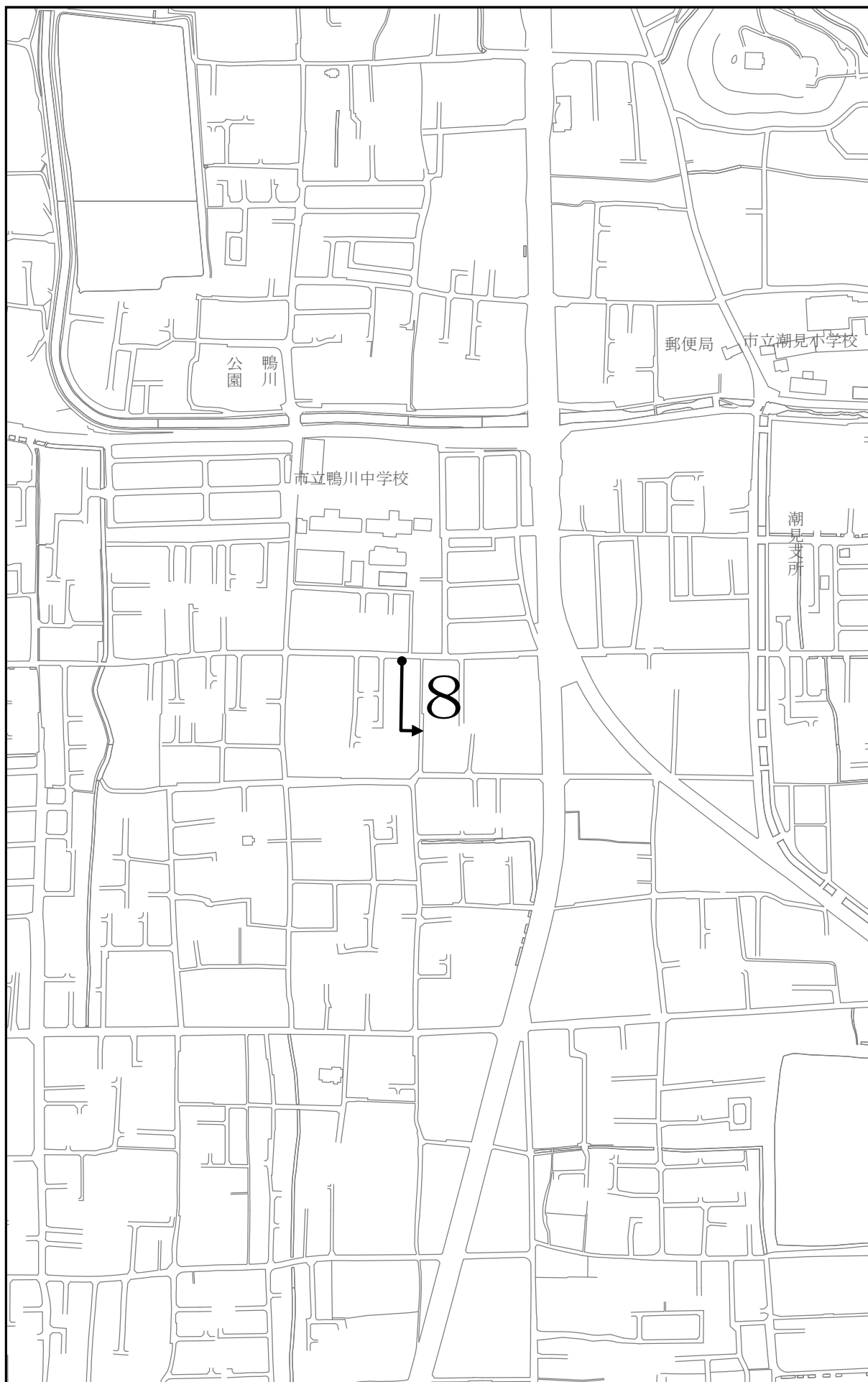


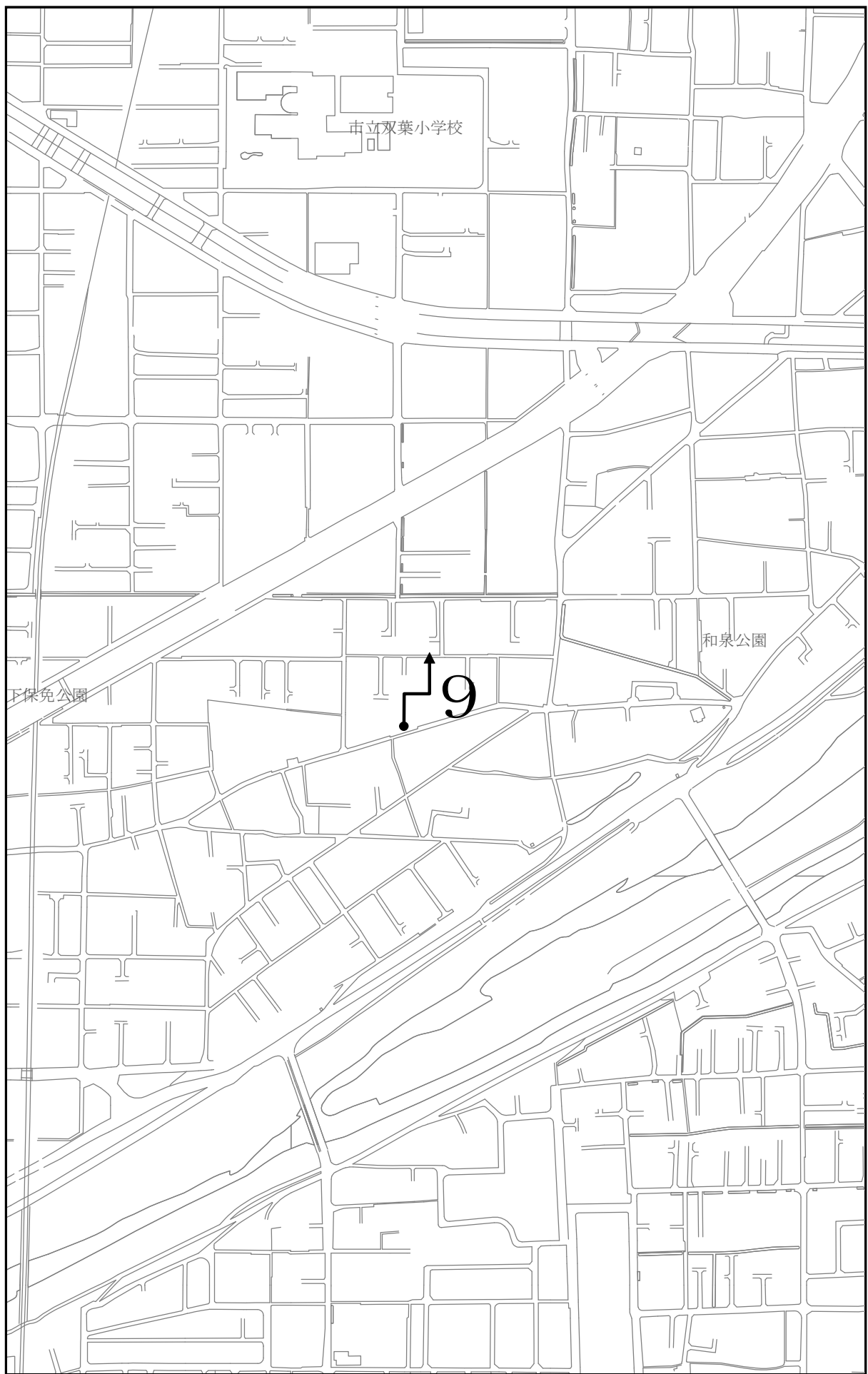


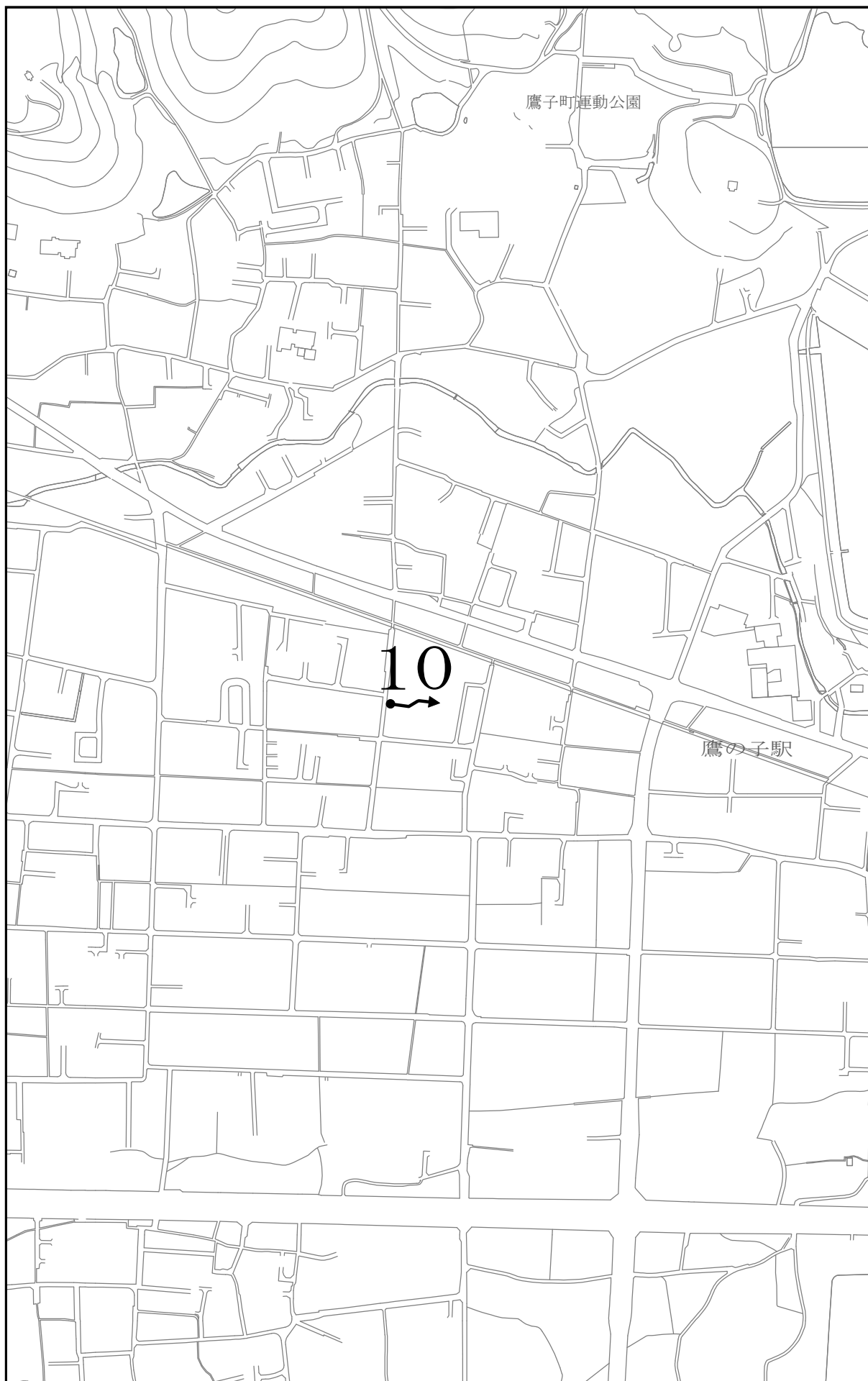
4

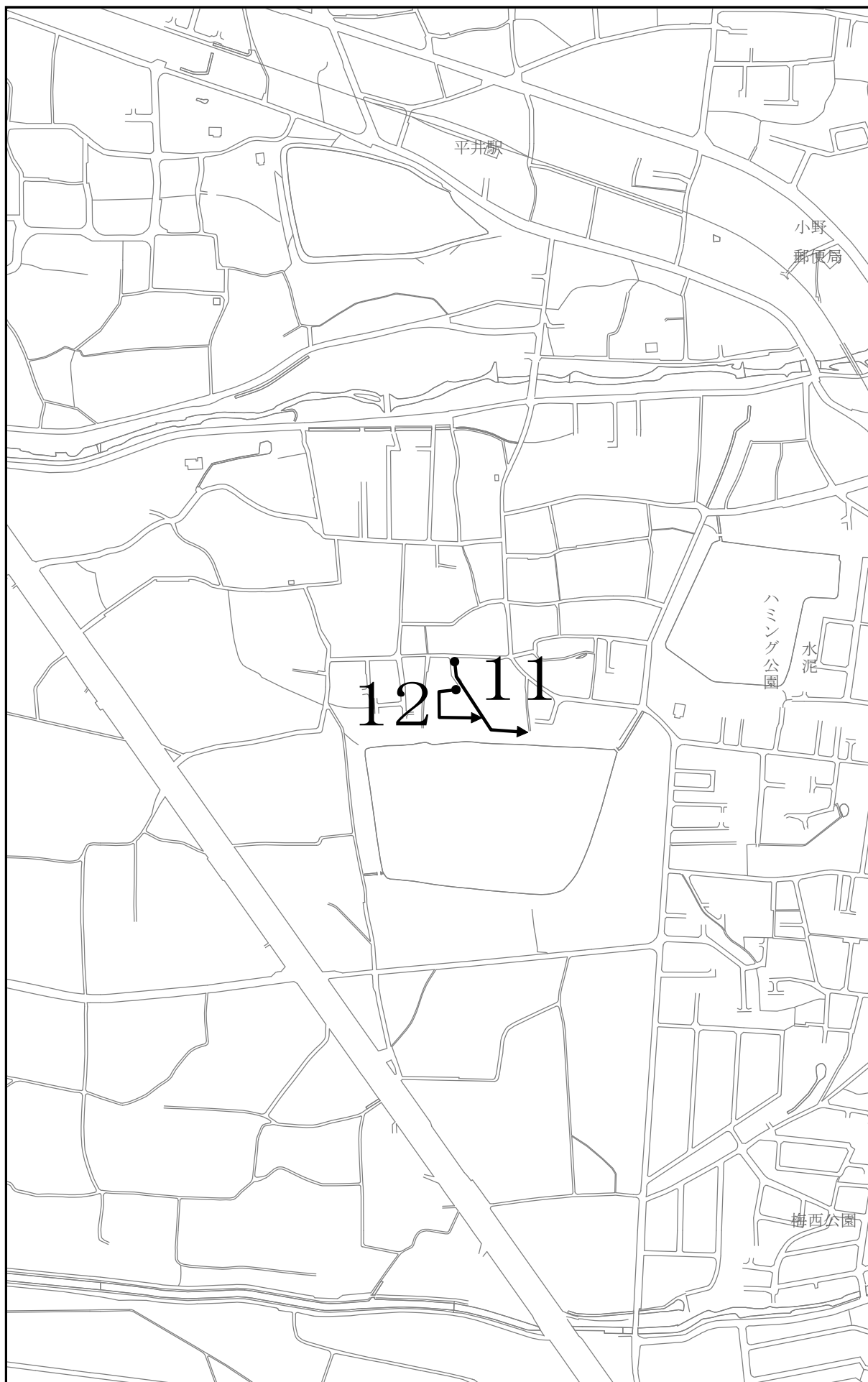


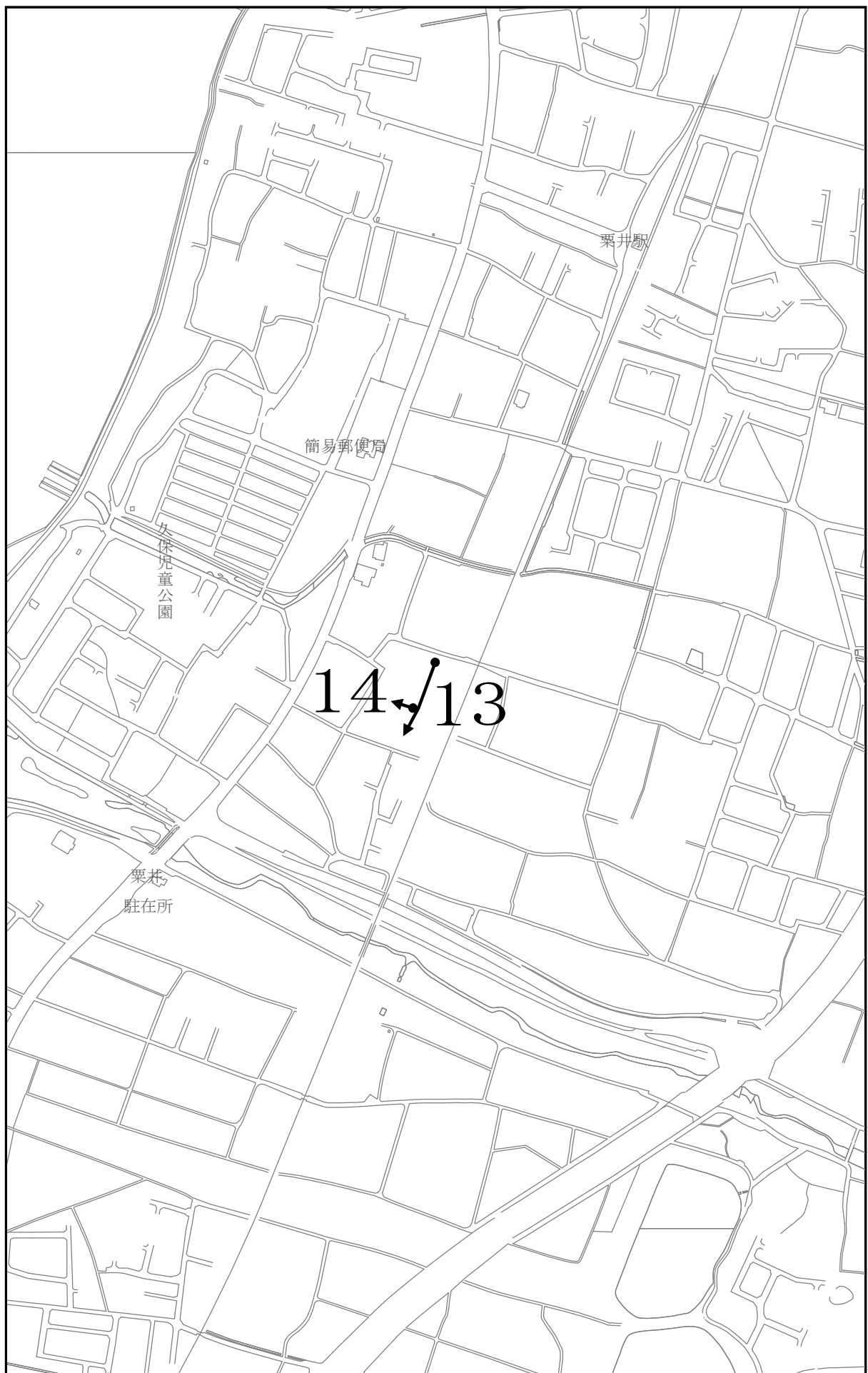


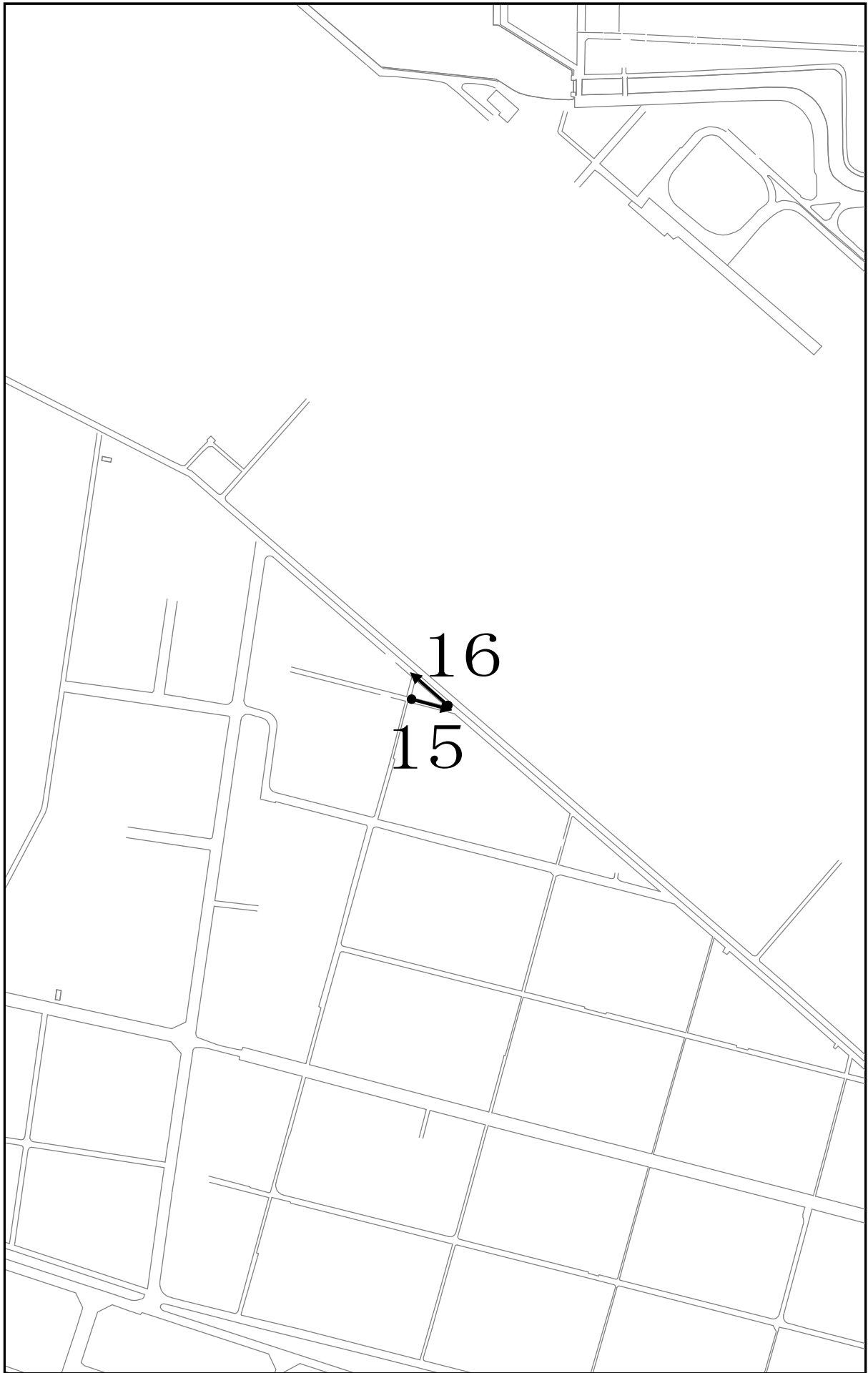












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑 原 3 0 4 号 線	松山市 桑原二丁目 901番1地先	松山市 桑原二丁目 901番8地先	5.3 ～ 9.8	47.1
2	市 道 桑 原 3 0 5 号 線	松山市 東野二丁目 甲94番2地先	松山市 東野二丁目 甲94番5地先	4.3 ～ 8.7	24.9
3	市 道 桑 原 3 0 6 号 線	松山市 東野二丁目 甲154番1地先	松山市 東野二丁目 甲155番6地先	4.3 ～ 9.1	95.7
4	市 道 味 生 3 1 3 号 線	松山市 山西町 777番1地先	松山市 山西町 777番9地先	4.4 ～ 8.9	55.0
5	市 道 垣 生 2 1 6 号 線	松山市 西垣生町 543番5地先	松山市 西垣生町 543番7地先	4.5 ～ 4.5	30.2
6	市 道 垣 生 2 1 7 号 線	松山市 西垣生町 323番1地先	松山市 西垣生町 323番18地先	5.3 ～ 8.4	138.9
7	市 道 垣 生 2 1 8 号 線	松山市 西垣生町 326番32地先	松山市 西垣生町 323番11地先	4.8 ～ 8.5	42.5
8	市 道 久 枝 2 9 3 号 線	松山市 東長戸三丁目 537番5地先	松山市 東長戸三丁目 537番10地先	5.3 ～ 9.7	84.1
9	市 道 余 土 2 7 0 号 線	松山市 保免上一丁目 42番1地先	松山市 保免上一丁目 24番11地先	4.3 ～ 9.1	87.8
10	市 道 久 米 2 6 8 号 線	松山市 鷹子町 629番1地先	松山市 鷹子町 629番11地先	4.7 ～ 9.3	46.4
11	市 道 小 野 2 4 7 号 線	松山市 水泥町 1112番3地先	松山市 水泥町 1112番19地先	5.3 ～ 9.8	106.4
12	市 道 小 野 2 4 8 号 線	松山市 水泥町 1114番1地先	松山市 水泥町 1112番15地先	4.3 ～ 11.6	82.2
13	市 道 栗 井 2 1 号 線	松山市 久保 210番8地先	松山市 久保 206番2地先	4.6 ～ 9.0	73.7
14	市 道 栗 井 2 2 号 線	松山市 久保 209番2地先	松山市 久保 209番3地先	4.3 ～ 8.3	18.8

15	市 道 生 石 1 2 5 号 線	松山市 南吉田町 2736番2地先	松山市 南吉田町 2700番1地先	4.1 ～ 4.1	41.4
16	市 道 生 石 3 0 3 号 線	松山市 南吉田町 2699番3地先	松山市 南吉田町 2723番1地先	4.1 ～ 4.1	46.8